

早わか

II

専門図書館員のための認定資格制度（案）

専門図書館協議会運営委員会認定資格検討小委員会

制度の検討を始めてからこれまでに寄せられた**よくある質問**をまとめました。詳細は機関誌『専門図書館』の各記事、ならびに[「専門図書館員のための認定資格制度（案）」](#)をご参照ください。

1. [「過去8年以内に通算5年以上の実務経験年数」を申請要件とする](#)
2. [司書資格は申請要件としない](#)
3. [認定要件の対象期間は「過去5年間」とする](#)
4. [認定に必要なポイント数は50とする](#)

.....

1. 「過去8年以内に通算5年以上の実務経験年数」を申請要件とする

理由 本制度の認定の水準は、「初級と中級の間

の知識・技術を修得している者」を想定しています。本小委員会では、初級を「資料・情報の収集・整理・提供に関する基本的知識を有する者」、中級を「資料・情報の収集・整理・提供に関する十分な知識を有する者」と定義しました。実務で一通りの仕事を修得するには3年は必要であり、「初級から中級の間」のレベルの知識・技術を修得するためには、少なくとも5年の実務経験年数が必要であると考えました。

客観的な根拠としては、以下を検討し、総合的に判断しました。

- 類似制度の状況
 - 「認定司書制度」(日本図書館協会)：勤務経験が司書資格取得後通算10年以上あるか、または司書資格取得後、公共図書館を含む他の図書館等での勤務経験が10年以上あること。
 - 「ヘルスサイエンス情報専門員認定資格」(日本医学図書館協会)：実務経験年数は基礎、中級、上級資格の順に2年以上(過去5年以内)、5年以上、10年以上であること。 [⇒機関誌 No.266, シリーズ\(2\)参照](#)
- アンケートの結果
 - 2014年11月に開催した図書館総合展フォーラムで実施したアンケート調査では、実務経験年数については、「5年以上、または8年以上など長期であること

が妥当。2 年では初心者であり、プロとはほど遠い。認定資格の価値を下げる」という意見も見られました。 [⇒機関誌 No.269, シリーズ\(4\)参照](#)

・聞き取り調査の結果

- 2014 年 12 月から 2015 年 2 月に本小委員会が聞き取りを行った受託会社 5 社のうち 4 社が、過去 8 年以内に通算 5 年以上の実務経験年数を妥当であると回答していました。 [⇒機関誌 No.271, シリーズ\(5\)参照](#)

・リクルートワークス研究所の調査結果

- 首都圏の正規・非正規職員等 6,500 人を対象にした意識調査『ワーキングパーソン調査 2006：働く人々の就業実態調査』（http://www.works-i.com/pdf/s_000086.pdf, (参照 2015-06-10)) によると、「一人前到達年数」は平均 4.54 年という結果でした。 [⇒機関誌 No.272, シリーズ\(6\)参照](#)

実務経験年数を「通算」としたのは、「連続」5 年とすると、申請要件を満たせない人が多くなることが予想されるためです。また、「過去 8 年以内」としたのは、経験年数に無職の期間ができることを考慮して幅を持たせた結果です。なお、パートタイム勤務や兼務者で勤務時間が週 30 時間未満の場合は、30 時間を 1 週として換算することになっています。

[⇒機関誌 No.268, シリーズ\(3\)参照](#)

2. 司書資格は申請要件としない

理由 専門図書館員の司書有資格率は全体で 4 割台です。特に企業系の資料・情報部門では、入社後に配属されるケースも少なくなく、特定主題の資料・情報を扱う実務に携わっていても、司書資格を持っていない人も多いと思われます。

また、受託会社への聞き取り調査でも、スタッフ全員が司書有資格者というわけではありませんでした。委託・直雇用問わず、非正規職員は一般に能力開発の機会が十分でないと考えられます。本小委員会では、本制度がこれらの人々にとっても自己研鑽やキャリア形成の機会となるよう、司書資格を申請時の必須要件とはしないことにしました。

ただし、司書資格を有することは、本人のこれまでの努力を示すものであり、図書館業務に関する基礎的な知識・技術を身につけていると評価できます。そこで本制度では司書資格については資格取得後 1 回に限りポイントの対象とすることになっています。

[⇒機関誌 No.266, シリーズ\(2\)参照](#)

3. 認定要件の対象期間は「過去5年間」とする

理由 本制度では、ポイント付与の対象とする期間を①過去5年間の活動とする分野と、②活動（取得や受賞など）の時期を問わない分野の二つに分けて設定しています。

①は、研修等の受講、講師経験、図書館関連団体の役職経験、学会・研究会等への参加、著作が対象です。これらは、一般にリカレント教育の要素が強い内容で、比較的新しい知識や技術の修得を目的とするものです。ただし、過去5年以前のは、その当時修得した知識・技術が現状にそぐわなくなる可能性が高くなり、現在の専門図書館員に必要な知識・技術を修得しているとは言い難くなる面も出てきます。逆に、5年よりも短い期間を設定すると必要なポイントを十分取得できないおそれも出てきます。そのため、過去5年間の活動分野を対象としています。

②は、司書資格、他団体の認定する各種資格、その他（学位の取得、受賞等）ですが、これらは普遍的な要素の強い知識・技術を修得していることや、個々人の鋭意努力によって能力を向上させたことを証明（顕彰）するものです。これらは過去5年以前に取得している人が多数いることが予想されるため、この分野の活動（取得）時期は問わないことにしました。 ⇒[機関誌 No.268, シリーズ\(3\)参照](#)

4. 認定に必要なポイント数は50とする

理由 本制度は多様な活動を評価するため、9分野の合計ポイント数を認定の対象としています。このうち、研修等の受講は自己研鑽を図るための一般的方法と考えられているため、全ポイント数に占める研修ポイントの比率を高く設定しています（最大35ポイントまで）。本制度では、専図協主催の研修を受講することを重視していますが、条件付ながら他団体の研修受講もポイント付与の対象としています。これらと合わせれば、かなりのポイントを取得できるのではないかと考えています。

本小委員会では、この研修等の受講を中心に、他の活動、例えば学会・研究会等への参加発表や著作、ならびにこれまでに取得しているさまざまな資格等を合わせれば、50ポイントを取得できるのではないかと考えました。日々の研鑽の積み重ねがポイントとなり、資格取得につながると考えています。

なお、著作については、若手のスタッフでも比較的執筆しやすいと思われる「業務報告・紹介・業務手順のマニュアル」や「書評・資料紹介・参加記・見学記など」も、ポイント付与の対象としています。 ⇒[機関誌 No.268, シリーズ\(3\)参照](#)